第６期広島市障害福祉計画・第２期広島市障害児福祉計画の素案に対する市民意見募集を実施しました。その結果は以下のとおりです。

１　募集期間：令和３年１月２２日（金）～令和３年２月２２日（月）

２　募集方法：広報紙「ひろしま市民と市政」、本市ホームページ等

３　意見の受付方法：郵送、ファックス、メール

４　意見の件数：９件（うち団体３件）

５　意見の概要等：２４項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| １ | 放課後児童サービスについて、放課後児童デイサービスの通所において一か月あたりの最大日数を増やしてほしい。 | 放課後等デイサービスの利用については、各区役所福祉課において、障害児の心身の状況や家庭状況に応じた対応を行っており、必要に応じて国が示した利用日数の上限を超えて支給を決定しているところです。 |
| ２ | 1. 国の指針を踏まえてということで、P３９以下の引用があり、各項目に「国の基本指針では・・」と説明を加えているが、原文作者の違いが表れているのか。 2. 国の基本指針とは別に、市民のニーズ調査の結果に結び付けた目標設定などが説明付記されると市民目線が伝わると思う。 3. 第5期広島市障害福祉計画・第1期広島市障害児福祉計画については、H２８を基準時とした表記はあるが、基準の元は当時のニーズ量だったのでしょうか。 | 1. P３９以降については、参考資料として国の基本指針の概要を記したものです。P１～３８については、計画の目標や項目を説明する中で、国の基本指針を引用して分かりやすく説明しているものです。 2. 第６期広島市障害福祉計画・第２期広島市障害児福祉計画における目標やサービス等の見込量は、実績や障害者等のニーズ等を勘案して設定しており、その旨は、P１の１（２）の「計画策定の趣旨」等で説明しています。 3. 第５期広島市障害福祉計画・第１期広島市障害児福祉計画では、基準時の平成２８年度における利用実態や実績をふまえて、設定しております。 |
| ３ | グループホームを利用した地域生活移行を重視していることが数値から読み取れる。計画が数値を示すスタイルではあるが、障害のある当事者が地域生活移行を積極的に考えられるよう利用した場合の生活が思い描けるような、動機づけとなるビジョン提供が必要と考える。これをP２【方策】に付記することができればと思う。 | 地域生活への移行については、P２における「評価」「課題」「方策」を踏まえ、第６期計画のP９に地域生活への移行に関する目標を設定しており、目標の達成に向けて各種施策に取り組みます。 |
| 4 | 就労の問題について、職業安定所との協働はどうなっているのか。事業主は障害者雇用の支援策に強い関心を持っていると思うことから、就労とその後の定着支援がセットになることが望ましい。 | 職業安定所と協働して、障害者合同面接会や障害者雇用の拡大・定着のための企業向け講演会などに取り組んでいるところです。  また、就労定着支援については、平成３０年度から新たなサービスが創設され、就労移行支援等を経て就職した障害者が、就労定着支援サービスを利用することにより、就労の継続が促進されるよう支援を行っております。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| 5 | P１８のオの実績・次期計画の見込量がすべて「０」となっている。前段の説明では「行動援護及び・・・」と括っているが、独立して分析を述べてはどうか。「次期計画の見込０」が重度包括の必要性がないかのようなメッセージにならないか。 | 重度障害者包括支援は、重度の障害者に対し、一つの事業所が居宅介護、重度訪問介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供するものですが、本市においては、これまで当該サービスの提供実績がなく、現時点では事業者の参入も見込めないこと、また、利用者は個々の障害の状態に合わせて必要なサービスを組み合わせて利用していることから、P１７の３(１)①現状と今後の方向性の説明を修正するとともに、P１８「重度障害者等包括支援」を削除しました。 |
| 6 | ＜児童発達支援等について＞   1. 平日に学校に行っていると、土日にデイサービスや発達支援を受けることが集中する。可能であれば、原則日数を超えない範囲で、一日に複数のデイサービスを利用することを許可してほしい。 2. 可能であれば、原則日数もー８日ではなく、もう少し原則日数を増やしてほしい。 | 1. 放課後等デイサービスは、制度上、「同一日に、一つの事業所以外の報酬は算定できない。」とされており、一日に複数事業所の利用は想定されていません。 2. 放課後等デイサービスの利用については、各区役所福祉課において、障害児の心身の状況や家庭状況に応じた対応を行っており、必要に応じて国が示した利用日数の上限を超えて支給を決定しているところです。 |
| 7 | 障害児との生活のこと等について、同じ方に色々と相談できるシステムが必要だと思う。 | 本市では、障害者及びその家族が、生活上の様々な不安や悩みをワンストップで相談できる窓口として、各区に基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を設置しており、相談に対しては、基本的に同じ相談員が対応しています。 |
| 8 | 児童デイサービスについて、もっと行政が介入していかなければいけないと思う。普通級の児童で、部分的に障害のある児童のデイ利用が多く、重度の障害を持った児童のデイサービスの利用ができない現状がある。重度の障害を持った児童は常に手がかかる為、児童デイからしてみれば預かりたくない対象の様に思う。  預かる児童を決めること。 | 放課後等デイサービスは、利用者がその特性に応じて事業所を選択し、事業所との利用契約によりサービスの提供を受けるものであることから、行政が利用事業所を決定することはできませんが、国の基準において事業所が正当な理由もなく、障害の程度でサービスの提供を拒否することは禁止されており、そのような事例があった場合は適切に指導してまいります。 |
| 9 | 児童デイ利用の保護者へのアンケート等について、行政からではなく、全て児童デイ→利用者、アンケートの返送も利用者→児童デイとなっており、いくらでも誤ったことが出来る環境で、正しいことが分からない。アンケートに書きたいことがあっても、利用に差し支えるのではと思うと書けない。公平性もないように思う。 | 放課後等デイサービス事業所は、国の基準において、自ら評価を行うとともに、障害児の保護者による評価を受けて、改善を図らなければならないとされており、ご意見のアンケートは、この評価のために各事業所で実施されているものと推察されます。  このアンケートは、匿名でプライバシーに配慮したかたちで実施しておりますので、安心してご協力いただければと思います。 |
| 10 | 地域の民生委員・児童委員に相談したが、知識不足で自らの知識不足にも気が付いていない様であった。どうして民生委員・児童委員になっているのか。なれたのか。考えていくことは多いと思う。 | 民生委員・児童委員が、障害児者及び障害への理解を一層深め、障害児者一人ひとりの方に寄り添った支援をより適切に行っていただけるよう、引き続き、研修等を通じて啓発を図ってまいります。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| 11 | 1. 余りにも地域移行の人数が少なすぎる。現状を踏まえてのものだということは分かるが、積極性が感じられない数字である。 2. 相談支援の新たな計画期間の見込量の数字が現状のままが多いのも積極的に感じられない。 | 1. 施設入所者は、重度障害者の方が多く、退所が困難な状況であるという現状を踏まえ、実績を基に目標数値を設定しており、目標を達成できるよう、グループホーム等の居住の場を確保する等、施設入所者の地域生活への移行を促進していきます。 2. 相談支援のうち、地域移行支援、地域定着支援の対象者は、基本的に入院期間が長く、身寄りがなく、住宅がないなどの状況にあり、住居の確保や地域生活を支援していく上で、非常に時間を要するなど困難な状況にあります。こうした中で、地域移行支援、地域定着支援の取組については、病院独自の退院支援の取組と適切に連携しながら行われていることにより、長期入院者の退院率は目標どおり対応できており、地域移行は着実に進んでいるものと考えています。このため、これまでの実績を踏まえつつ引き続き取り組んでいきたいと考えています。 |
| １２ | 若いころから入院して施設入所している２０　代の介護が必要な身体障害者は、制度やサービスがあるのを分かっているが、地域でとなると不安だと言っていた。相談支援を気軽に受けることができるためのPRや制度の当てはめではなく、一人一人の地域での生活を支えていくための工夫をしていく活気を引き出すための、例えば先進地への研修制度などの導入など考えていく取組が必要。 | 基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業者に対して研修を実施しており、地域の相談支援事業者のスキルアップを図っています。先進地への研修につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |
| １３ | 地域生活支援事業の入院時コミュニケーション制度の数値も提示してほしい。 | 入院時コミュニケーション支援制度は、一時入院中の障害者にヘルパーが意思疎通支援を行うものであり、地域生活支援事業における意思疎通支援事業の一つとして、位置づけられていますが、第６期広島市障害者福祉計画・第１期広島市障害児福祉計画では、利用実績や規模を踏まえて主たるサービスである手話通訳及び要約筆記等の見込量を設定しております。 |
| １４ | 目標全体について、今後、コロナウイルス感染症及び対策に伴う計画変更等を行うのか。その場合、どのように反映されるのか、教えてください。 | 今後、感染症の動向等を見ながら必要に応じて計画の改訂を検討したいと考えています。 |
| １５ | P２「福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標」及び地域移行のための体制整備に関して【課題】に「退所が困難な重度の障害者を地域で支援できる場が少ないことが考えられます」とあり、【方策】として、「グループホーム等の居住の場を確保」とある。P２１に、「共同生活援助」の見込量（目標値）が掲げられている。この数値は「共同生活援助」の３類型全体の見込量と受け取っている。「重度の障害者」が具体的にどのような方かにもよるが、具体的に各種どのくらいの見込量なのか、想定しているのであれば、教えてほしい。 | 共同生活援助については、国の基本指針に基づいて、３類型全体のサービス量を見込んでいるため、各類型ごとの見込量は設定していません。 |
| 番号 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| １６ | P２７の「オ　ペアレントトレーニング等の支援プログラム」、「カ　ペアレントメンターの人数」、「キ　ピアサポート活動への参加人数」について見込量の算出方法を教えてほしい。 | それぞれ次のとおりです。  〇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数  本市が実施するペアレントトレーニング研修の募集定員数としています。  〇ペアレントメンターの人数  令和２年度における広島市を活動可能地域として登録されているペアレントメンターの人数に対し、平成３０年度から令和元年度にかけての増加数５人を毎年加算したものとしています。  〇ピアサポート活動への参加人数  本市におけるピアサポート活動の一つである「発達障害者家族の集い」の過去３年間で最大の人数である平成２９年度の実参加者数としています。 |
| １７ | P３精神障害にも対応した「ア　市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況」が設置済１００％と記載があるが、これは具体的にはどの「場」を指しているのか。 | 広島市障害者自立支援協議会の1つの部会として設置されている「精神障害者地域支援部会」のことを指しています。この部会は保健、医療、福祉関係者１１名の部会員で構成されており、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行っています。 |
| １８ | P１１「地域生活支援拠点等が有す機能の充実に関する目標」について、「イ　運用状況の検証・検討」が新規となっており、全市実施に向けて課題を出し合い、機能充実が図られることに期待する。ただし、各区の特徴的な取組みは尊重していただきたいと思う。 | 令和３年度から障害者自立支援協議会において行うこととしている運用状況の検証・検討に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 |
| １９ | P２８（７）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、必要な取組と思うので、令和３年度からの各区の取組に期待する。 | 広島市障害者自立支援協議会の精神障害者支援部会での協議内容を踏まえながら、各区の実態に応じたシステム構築に取り組んでまいります。 |
| ２０ | ＜P３０（８）相談支援体制の充実・強化のための取り組みについて＞   1. 「基幹相談支援センター」のことが記載されているが、各区の「委託相談支援事業所」についても方針を記載しなくてもよいのか。 2. 「ア」から「エ」で、令和３年度以降の見込みが記載されているが、説明文が皆同じとなっており、何を目指そうとしているのかが分からない。数値目標だけでなく、「ア」から「エ」のそれぞれの項目に対する取組方針の記述が必要と思う。 | 1. (８)の項目については、国の基本指針において、基幹相談支援センターを想定したものであることから、これに沿った整理をしています。 2. (８)②アからエの説明文の後段に、それぞれの取組に沿った内容を付け加えました。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| ２１ | P３３（ウ）住宅入居等支援事業について、住宅確保要配慮者への居住支援の必要性が言われており、この事業は必要と思われるが、具体的な事業内容が不明である。「地域生活支援事業」の一つと位置付けられているのでそこから読み解けばいいのだが、実施するのであれば本格的・積極的に活用可能な事業であってほしい。以前にあった「居住サポート事業」の復活とみてよいのか。 | 本市では、平成30年度から、不動産関係団体、福祉関係団体、行政などで構成する「広島市居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供等の支援に取り組んでおり、引き続き住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居が促進されるよう取り組んでまいります。  なお、本市において平成２３年度まで実施しておりました「居住サポート事業」とは異なるものです。 |
| ２２ | 全般的に、介護保険分野のケアマネジャーと比較して障害分野の障害支援専門員は、スキルが低いとか、ばらつきがあるとか言われることがある。しかし、「計画相談支援」の必要な障害者は多くおり、セルフプランのままでは良くないので、相談支援専門員の質と量の両方を確実に強化する必要があると思う。そのことの具体的な方策が計画に盛り込まれることを期待する。 | 相談支援専門員の質と量の確保に向けた具体的な取組として、事業所に対する相談支援専門員等の新規取得者数に応じた補助やスキルアップを目的とした研修会を開催していること及び今後もそれに取り組む旨を、P２２（４）①の現状と今後の方向性に記載しました。 |
| ２３ | 障害児者ご本人と障害児者の保護者の相談の場としてのSNS等やオンライン相談の導入について、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、地域コミュニティを図るべく交流行事なども中止や延期となり、障害児者ご本人やその保護者も情報を得る場や相談の場が減少している。新型コロナウイルスは終息を見られない状況にあり、災害時なども相談の機会は限られたものになる。障害児者ご本人とその保護者の相談の場のひとつとして、SNS等やオンライン相談などの相談支援の場を考案いただければと思う。 | 本市基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所においては、来所や電話のほか、電子メールを利用した相談も受け付けています。  SNS等やオンラインでの相談については、今後、個人情報保護にも留意しながら検討していきたいと考えています。 |
| ２４ | 雇用主は、従業員の障害等が判明した際に、当該従業員を排除するのではなく、それぞれの障害特性に応じた配慮をすることが大切だと思う。 | 障害者雇用促進法では、雇用主による障害者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務等について規定しています。  ご意見のような事例に関するご相談をいただいた場合は、担当相談窓口である労働局へお繋ぎいたします。 |